

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2022年12月）

日 時： 2022年12月13日（火）～15日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 桐島 雄太

IASB 会議（2022年12月）傍聴報告

日時：2022年12月13日（火）～15日（木）

スケジュール：別紙参照

2022年12月13日～15日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。12月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- IASB 作業計画のアップデート
- のれん及び減損
- 維持管理及び一貫した適用
- 資本の特徴を有する金融商品
- 持分法
- 料金規制対象活動
- デジタル財務報告
- 開示に関する取組み－公的説明責任のない子会社：開示

【12月13日（火）】

のれん及び減損

（背景）

IASBはIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの結果に対応するリサーチ・プロジェクトを進めており、2020年3月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（以下、本項目において「DP」という。）を、2020年12月をコメント期限として公表した。IASBボード会議では、2021年6月からDPに関する再審議を開始したが、2021年9月に開示及びのれんの事後の会計処理の検討を中心とする再審議の計画を暫定決定し、それに基づいて、DPに寄せられたフィードバックへの対応に関する議論が行われている。

これまでにIASBは、2022年9月のIASBボード会議で企業結合に関する追加の情報開示について暫定的に決定した。また、IASBの予備的見解であった減損のみのアプローチを維持すべきか、それとものれんの償却の再導入を検討すべきか、のいずれとするかに関して、2022年11月のIASBボード会議において、予備的見解を維持することを暫定的に決定した。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、のれんと減損のプロジェクトについて議論した。IASBはこのトピックに関する予備的見解をDP「企業結合 — 開示、のれん及び減損」において示した。

IASBは本プロジェクトを基準設定の作業計画に移すことについて議論した。また、次のことについても議論した。

- 企業結合で取得した識別可能な無形資産
- のれんを除いた資本合計の表示
- コメント提出者が提案した、本プロジェクトのDPに含めていなかったトピックの検討

（主な暫定決定事項）

基準設定アジェンダへの移行

IASBは次のことを決定した。

- a. 本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加する。

- b. 本プロジェクトについての諮問グループは設置せずに、諮問機関の専門知識を引き続き活用する。
- c. プロジェクト名を「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」に変更する。

企業結合で取得した識別可能な無形資産

IASBは、予備的見解を維持すること、したがって、企業結合で取得した識別可能な無形資産についてのIFRS第3号における認識規準に変更を加えないことを暫定的に決定した。

のれんを除いた資本合計

IASBは、予備的見解を進めないことを暫定的に決定し、したがって、のれんを除いた資本合計の金額を財政状態計算書上の独立科目として表示することを企業に要求しないことを暫定的に決定した。

その他のトピック

IASBは、本プロジェクトにおいてコメント提出者から提案された追加のトピックについて、のれんを含んだ資金生成単位の減損テストの有効性の考え得る改善に関しての2つのトピックを除いては、検討しないことを決定した。

(今後の予定)

今後の会議で、IASBは次のことに関して決定を行う。

- a. 企業結合に関する開示要求の詳細
- b. のれんを含んだ資金生成単位についてのIAS第36号「資産の減損」における減損テストの有効性の改善及び適用の簡素化についての予備的見解

IASBは、本プロジェクトのすべての側面についての暫定的な決定を行った時点で、全体としてのパッケージがプロジェクト目的に合致するか及び提案を示した公開草案を公表すべきかどうかを検討する。

維持管理及び一貫した適用

交換可能性の欠如

(背景)

IASBは2021年4月20日に公開草案「交換可能性の欠如（IAS第21号の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2021年9月をコメント期限として公表した。本公開草案は、交換可能性の欠如が一時的でない場合に適用されるIFRS会計基準の要求事項を補完するために、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」（以下「IAS第21号」という。）を修正し、通貨が他の通貨に交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合の会計処理について企業が決定するための要求事項をIAS第21号に追加することを提案している。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、公開草案に対するコメントを以前の会議で検討しており、今回の会議では本プロジェクトをどのように進めるべきかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

2つの通貨間での交換可能性の評価

IASBは、ある通貨が他の通貨と交換可能であるかどうかを企業がどのように評価するのかについて議論した。IASBは、次のようなアプローチ案を進めることを暫定的に決定した。

- a. 企業が交換可能性を評価するために評価する要因を示す。かつ、
- b. それらの要因が交換可能性の評価にどのように影響を与えるのかを明示する。

特に、IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 「時間枠」について — この要因には変更を加えず、特に、「通常の管理上の遅延」の概念を維持する。
- b. 「他の通貨を入手する能力」について — この要因には変更を加えない。
- c. 「市場又は交換メカニズム」について —
 - i. 企業は交換可能性を評価する際に「非公式の市場」を考慮しないが、交換可能性が欠如している場合には、そのような市場からの為替レートを使用して直物為替レートを見積ることができる旨を明確化する。
 - ii. 「非公式レート」又は「闇市場レート」ではなく、「強制可能な権利及び義務を生じさせない交換取引から生じるレート」に言及する。
 - iii. 「権利及び義務の強制可能性」をさらに定義又は記述するための変更は加えない。

- d. 「他の通貨の入手目的」について — この要因には変更を加えない。
- e. 「他の通貨の限定的な金額を入手する能力」について — 「総額法」の例示を適用指針又は設例のいずれかとして開発する。
- f. 企業は交換可能性を評価する際にすべての要因を考慮することを要求される旨、及び1つの要因の欠如は交換可能性の欠如を示唆するものとなる旨を明確化する。

交換可能性が欠如している場合の直物為替レートの決定

IASB は、交換可能性が欠如している場合に企業が直物為替レートをどのように決定するのかに関する提案について議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 提案した第 19A 項を修正して、「直物為替レートを見積るにあたっての企業の目的は、実勢としての経済状況において市場参加者間での秩序ある為替取引が行われるであろうレートを測定日において反映することである」とする。
- b. 直物為替レートを見積るにあたり、観察可能な為替レートの使用を引き続き認めるが、要求はしない。
- c. 詳細な見積りの要求事項を追加するための変更や、直物為替レートを見積るにあたり企業が使用すべき技法又は参照レートを定めるための変更は行わない

開示及び経過措置

IASB は、開示及び経過措置に関する提案について議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. ある通貨が他の通貨と交換可能ではないため企業が直物為替レートを見積る場合に、企業は公開草案の第 57A 項及び A16 項から A18 項における情報を開示することを要求されるという提案を進める。
- b. 公開草案の第 60 L 項から第 60 M 項で提案している経過措置を進める。

(今後の予定)

IASB は、発効日及びデュー・プロセスの手順について議論する。

【12月14日（水）】

資本の特徴を有する金融商品

(背景)

IASBは、金融商品に関する負債と資本の分類規定の改善等を図ることを目的とし、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクト（以下「FICEプロジェクト」という。）を進めている。この中で、IASBは2018年6月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下、本項目において「DP」という。）を、2019年1月をコメント期限として公表した。その後、DPに対するフィードバックの分析が行われ、2019年10月のIASBボード会議でプロジェクトの計画が議論された。また、2020年12月のIASBボード会議において、本プロジェクトを基準設定プログラムに追加することを決定した。

2019年10月の計画で示された1つの項目として財務諸表本体の表示があり、DPでは、財務諸表本体での表示を通じた金融負債及び資本性金融商品に関する情報の改善を論じている。例えば、資本性金融商品に関しては、財務諸表で提供される情報が限定的であるという懸念があり、DPでは、普通株式以外の資本性金融商品に対して純損益とその他の包括利益を帰属させることでリターンの分配に関する情報を提供する等の工夫が検討されている。また、金融負債に関して、一部の義務についてはその金額の変動を純損益に反映することは直観に反する等の懸念があり、財政状態計算書における区分表示や包括利益計算書におけるその他の包括利益の利用などが検討された。これらの提案に対する関係者のフィードバックは様々であった。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、企業の発行した金融商品の表示についてのIAS第32号「金融商品：表示」（以下「IAS第32号」という。）の要求事項を明確化すべきかどうか及びどのように明確化すべきかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

資本性金融商品の表示

IASBは、企業が自らの発行した資本性金融商品に関して財務諸表で提供する情報があまりにも限定的であるという、利害関係者から指摘された懸念について議論した。IASBはまた、FICEプロジェクトとIASBの基本財務諸表に関するプロジェクトとの相互関係についても議論した。

IASBはこの事項に関して何も決定を行わなかったが、考え得る表示の要求事項をさらに検討するようスタッフに依頼した。

金融負債の表示

IASBは、金融負債がIFRS第9号「金融商品」の要求事項に従って純損益を通じて公正価値で測定される場合の、当該金融負債の部分集合についての企業の取扱いに関

して利害関係者から指摘された懸念について議論した。一部の利害関係者は、金融負債が下記に基づく金額を保有者に支払う契約上の義務を含んでいる場合に、企業が当該金融負債の帳簿価額の変動を純損益に認識することが適切なかどうかを疑問視した。

- a. 企業の業績、又は
- b. 企業の純資産の変動

IASBは、金融負債についてのIAS第32号の表示の要求事項への追加を行わないことを暫定的に決定した。

しかし、IASBは、こうした種類の純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を有する企業に、各報告期間においてそうした金融負債の再測定から生じた利得又は損失の合計額の開示を要求することを暫定的に決定した。これらの開示は、IASBが2021年4月に暫定的に合意した契約条件の開示案とともに、財務諸表利用者のニーズを満たすのに役立つであろう。

（今後の予定）

IASBは、プロジェクト計画に示された他のトピックに加えて、資本性金融商品の表示について引き続き議論する。

持分法

（背景）

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）における持分法会計について適用上の疑問点が聞かれていることから、IASBは2020年10月のIASBボード会議において、適用上の疑問点を識別し、どの問題に対処するのかを決定すること、IAS第28号の基礎となる諸原則を識別し説明することによって、これらの適用上の疑問点に対処することを決定した。2021年6月のIASBボード会議では、IAS第28号の定めから識別された諸原則、及びこれらの原則が適用されない状況において企業が持分法会計をどのように適用するのかを導くための追加の原則の開発方法について議論が行われた。

2022年4月のIASBボード会議では、重要な影響力を獲得した投資者が関連会社に対して追加の投資をする場合にその購入の累積で測定するアプローチ（選好するアプローチ）で検討を進めるようスタッフへ指示がなされた。2022年6月のIASBボード会議では、選好するアプローチを適用する投資者が重要な影響力を保持したまま関連会社の持分を処分する場合の会計処理について、投資者が処分される投資の具体的な

部分及びその原価を特定できる場合は個別法を採用することとし、特定できない場合は後入先出法を採用することが暫定的に決定された。しかし、それを議論した際の理事の意見は割れており、一部の理事は、この暫定的な決定は不要な複雑性をもたらすと指摘し、考えられる実務上の方法を模索するため、さらなる検討を行っていた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、IAS 第 28 号に示されている持分法についての適用上の疑問点についての議論を継続した。

（主な暫定決定事項）

関連会社に対する追加持分の購入後の選好するアプローチの適用

IASB は、持分法を適用する投資者は、IASB の選好するアプローチを適用する際に関連会社に対する単一の投資を測定していると暫定的に決定した。したがって、部分的処分において選好するアプローチを適用する際に、投資者は関連会社に対する投資のうち認識の中止を行う部分を処分日現在の当該投資の帳簿価額の比例部分として測定することを要求されることとなる。

この暫定的な決定は、2022 年 6 月の IASB の暫定的な決定を修正するものである。

関連会社に対する追加持分の購入及び未認識の損失に対する持分

IASB は、持分法を適用する投資者で、関連会社に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額し、したがって関連会社の損失に対する持分の認識を停止した投資者は、当該関連会社に対する追加持分の購入時に未認識の損失を認識しないと暫定的に決定した。

損失及び包括利益の内訳項目の認識

IASB は、投資者は関連会社に対する持分がゼロに減額されるまで関連会社の包括利益に対する持分を認識する旨を明確化することを暫定的に決定した。

IASB は、投資者が関連会社に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額している場合には、投資者は当該関連会社の包括利益の各内訳項目に対する持分を区分して認識すると暫定的に決定した。

IASB は、関連会社の包括利益に対する投資者の持分が、当該関連会社に対する投資の帳簿価額より大きな損失である場合には、投資者は次の順序で認識すると暫定的に決定した。

- a. 関連会社の純損益に対する持分

b. 関連会社のその他の包括利益に対する持分

（今後の予定）

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点についての議論を継続する。

料金規制対象活動

（背景）

IASB は、2012年9月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2021年7月をコメント期限として公表した。公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関してのIASBの提案を示しており、新しいIFRS会計基準書として公表される場合、当該提案はプロジェクト完了時まで適用する暫定基準のIFRS第14号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021年12月のIASBボード会議で、公開草案における提案の再審議の計画について、合計許容報酬及び範囲の2つの作業項目を優先して進めることの合意がなされた。合意された計画を踏まえ、2022年2月及び5月のIASBボード会議では合計許容報酬及び範囲に関する再審議計画について議論した後、具体的なトピックの再審議が開始されている。2022年7月よりIASBボード会議では合計許容報酬に関するいくつかの暫定決定がなされており、同論点の審議が継続されている。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案における下記に関しての提案を再審議した。

- 企業の規制資本ベースに対するインフレ調整（アジェンダ・ペーパー9A）
- 企業の規制資本ベースに含めた算入可能費用又は履行インセンティブの会計処理（アジェンダ・ペーパー9C）

IASB は次のことについても議論した。

- アジェンダ・ペーパー9Aのトピックに関しての料金規制諮問グループからの助言（アジェンダ・ペーパー9B）
- モデル案についてのIASBの再審議における直接的な関係（の有無）という概念の使用（アジェンダ・ペーパー9D）

IASBはアジェンダ・ペーパー9B及びアジェンダ・ペーパー9Dについては何も決定を求められなかった。

（主な暫定決定事項）

規制資本ベースに対するインフレ調整

IASBは、企業は規制資本ベースに対するインフレ調整を規制資産として認識することを要求もされず許容もされない旨を基準書で定めることを暫定的に決定した。

規制資本ベースに含めたその他の項目

IASBは、基準書で次のことを定めることを暫定的に決定した。

- a. 企業は、次の場合には、規制資本ベースに含めた算入可能費用又は履行インセンティブに関して規制資産又は規制負債を認識することを要求される。
 - i. 企業の規制資本ベースと有形固定資産が直接的な関係を有しており、かつ、
 - ii. 企業が算入可能費用又は履行インセンティブを将来の規制料金に加算（減算）する強制可能な現在の権利（義務）を有している。
- b. 企業は、企業の規制資本ベースと有形固定資産が直接的な関係を有していない場合には、規制資本ベースに含めた算入可能費用又は履行インセンティブに関して規制資産又は規制負債を認識することを要求もされず許容もされない。

（今後の予定）

IASBは本プロジェクトの提案について引き続き再審議する。

デジタル財務報告

（今回の会議における主な論点）

IASBは、デジタル財務報告書の有用性、質、アクセスしやすさ及び比較可能性を改善するのに役立てるために、優先すべきデジタル財務報告活動について議論した。

特に、IASBは次のことに議論した。

- a. デジタル財務報告活動の手引きとするのに役立てるための戦略的フレームワーク
- b. 優先的なデジタル財務報告活動（IFRS会計基準の変更についてIFRS会計タクソノミを更新するために必要とされる活動以外で）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、デジタル財務報告活動に関するアップデートについて定期的に議論する。

IASB 作業計画のアップデート

IASBは作業計画についてのアップデートを受けた。

そのアップデートの一部として、IASBは次のことに留意した。

- a. スタッフが、統合報告フレームワークと公開草案「経営者による説明」との類似点及び相違点の分析を開始している。
- b. 2022年12月に、ISSBはアジェンダの優先順位についての公開協議に関する情報要請の中に報告のコネクティビティに関してのIASBとの共同プロジェクトを含めるかどうかを検討しようとしている。IASBの経営者による説明のプロジェクトと統合報告フレームワークを基礎とするものである。
- c. スタッフはアジェンダの優先順位についてのISSBの公開協議における進展を注視しており、今後の会議で経営者による説明のプロジェクトにおいて進むべき道筋についての代替案をIASBに提示する。

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは作業計画についての次回のアップデートを2023年3月までに受ける予定である。

【12月15日（木）】

開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示

（背景）

IASBは、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2022年1月をコメント期限として公表した。公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS会計基準を適用することを認める新しいIFRS会計基準書を提案している。その後、基準書案における適用範囲については、2022年5月のIASBボード会議で公開草案の提案を維持することが暫定決定されており、その他の提案について再審議を継続している。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、公的説明責任のない子会社についての再審議を継続した。

（主な暫定決定事項）

開示要求を削減しないIFRS会計基準

IASBは、IFRS第8号「事業セグメント」、IFRS第17号「保険契約」及びIAS第33号「1株当たり利益」の開示要求事項は新IFRS会計基準書を適用する子会社に依然として適用される旨を確認することを暫定的に決定した。

IAS第34号における開示要求の削減案

IASBは、新IFRS会計基準書にIAS第34号「期中財務報告」についての削減した開示要求を含めるという提案を維持することを暫定的に決定した。

準拠の旨の記述の提案

IASBは、新IFRS会計基準書を適用する子会社は、当該基準書を適用した旨をIFRS会計基準への準拠の旨の明示的かつ無限定の記述と同じ注記において開示することを要求されるという提案を維持することを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASBは、公開草案に対するフィードバックについての議論を継続する。

以 上

別紙 スケジュール

12月13日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
14:30-16:30	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 120 分→60 分）
16:30-16:45	休憩
16:45-18:15	維持管理及び一貫した適用－交換可能性の欠如（アジェンダ・ペーパー12） （予定 90 分→70 分）

12月14日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-10:15	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 75 分→95 分）
10:15-10:30	休憩
10:30-12:00	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 90 分→80 分）
12:00-13:00	休憩
13:00-14:00	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 60 分→0 分）
14:00-14:15	休憩
14:15-15:45	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 90 分→50 分）
15:45-16:00	休憩
16:00-17:00	デジタル財務報告（アジェンダ・ペーパー25） （予定 60 分→80 分）
17:00-17:15	IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8） （予定 15 分→10 分）

12月15日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-10:30	開示に関する取組み－公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

	(予定 90 分→60 分)
10:30-10:45	休憩
10:45-11:45	開示に関する取組みー公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31） (予定 60 分→0 分)

以 上